# 第8回 重信川大規模氾濫に関する減災対策協議会

日時: 令和3年5月25日(火)14:00~15:00

場所∶WEB会議

# 【議事次第】

- 1. 開会
- 2. 議事
  - (1)「重信川の減災に係る取組方針」について
  - (2)「水防災意識社会」の再構築に係る情報提供
  - (3) 取組に関する確認・周知
- 3. 閉会

# 第8回 重信川大規模氾濫に関する減災対策協議会 出席者名簿

日時:令和3年5月25日(火)14:00~15:00

場所:WEB会議

	氏 名	
松山市 防災・危機管理担当部長	かなざわ ひでお 金澤 秀雄	市長代理
伊予市長	たけち くにのり 武智 邦典	
東温市長	加藤章	
松前町長	おかもと やすし 岡本 靖	
低部町長	きがわ ひでき 佐川 秀紀	
愛媛県 中予地方局 地域産業振興部長	せんば やすあき 仙波 康彰	
愛媛県 中予地方局 建設部長	白石 昌史	
愛媛県警察本部 災害対策課 課長補佐	報 学と	警備部長代理
松山東警察署長	加藤泰	書面にて対応
松山西警察署長	久保田 正幸	書面にて対応
松山南警察署長	かた	書面にて対応
伊予警察署長	が田論	書面にて対応
愛媛県土木部 河川港湾局 河川課長	吉良 美知宏	
気象庁 松山地方気象台長	かなだ よしひこ 金田 芳彦	
国土地理院四国地方測量部長	cāt offs 小枝 登	
国土交通省 四国地方整備局 松山河川国道事務所長	なかや まさひろ 中屋 正浩	

### 重信川大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約

(名称)

第1条 この会議は、水防法(昭和24年法律第193号)第15条の9に基づく大規模氾濫減 災協議会として設置し、「重信川大規模氾濫に関する減災対策協議会」(以下「協議会」 という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、過去の出水の教訓を踏まえ、重信川における堤防の決壊や越水等に伴う 浸水被害に備え、河川管理者、県、市町等が連携して減災のための目標を共有し、ハ ード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、重信川において氾濫 が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構 築することを目的とする。

#### (組織の構成)

- 第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。
  - 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
  - 3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。

#### (幹事会の構成)

- 第4条 協議会に幹事会を置く。
  - 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
  - 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
  - 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、 調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
  - 5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求めることができる。

#### (協議会の実施事項)

- 第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
  - 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は 連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
  - 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現する ために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作 成し、共有する。
  - 三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同 点検等を実施し、状況の共有を図る。
  - 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

### (会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては

協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見 なす。

# (協議会資料等の公表)

- 第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人 情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しな いものとする。
  - 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

# (事務局)

- 第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
  - 2 事務局は、四国地方整備局松山河川国道事務所工務第一課及び愛媛県中予地方局河 川砂防課が共同で行う。

# (雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項 については、協議会で定めるものとする。

附則 本規約は、平成28年5月25日から施行する。 平成29年9月29日 一部改正 令和元年6月6日 一部改正 国土交通省四国地方整備局 松山河川国道事務所長 国土交通省国土地理院四国地方測量部長

気象庁 松山地方気象台長

愛媛県 河川課長

愛媛県 中予地方局 地域産業振興部長

愛媛県 中予地方局 建設部長

愛媛県警察本部 警備部長 松山東警察署長 松山西警察署長 松山南警察署長 伊予警察署長

松山市長

伊予市長

東温市長

松前町長

砥部町長

国土交通省四国地方整備局 松山河川国道事務所 副所長

国土交通省四国地方整備局 松山河川国道事務所 工務第一課長 国土交通省四国地方整備局 松山河川国道事務所 河川管理課長 国土交通省四国地方整備局 松山河川国道事務所 重信川出張所長 国土交通省四国地方整備局 松山河川国道事務所 石手川ダム管理支所長

四工义应自四国地力走响向 伍田内川国廷争切别 石丁川人名名在文川

国土交通省国土地理院四国地方測量部 防災情報管理官

気象庁 松山地方気象台 水害対策気象官

愛媛県 河川課 主幹

愛媛県 中予地方局 <mark>地域産業振興</mark>部 防災対策室長 愛媛県 中予地方局 建設部 河川砂防課長

愛媛県警察本部 警備課長 松山東警察署 警備調査官 松山西警察署 警備調査官 松山南警察署 警備調査官 伊予警察署 警備課長

松山市 総合政策部 危機管理課長 松山市 都市整備部 道路河川整備課長

伊予市 総務部 危機管理課長 伊予市 産業建設部 土木管理課長

東温市 総務部 危機管理課長 東温市 産業建設部 建設課長

松前町 総務部 <mark>危機管理</mark>課長 松前町 産業建設部 まちづくり課長

砥部町 総務課 危機管理室長

砥部町 建設課長